

# 琉球大学学術リポジトリ

## 復帰準備4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛施設庁, 事務所開設, 総理府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43400">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43400</a>

防衛施設非干備  
備事所(後群)  
9  
訓

別添上

沖繩防衛施設準備事務所(仮称)の設置について  
 防衛施設庁が沖繩の花畑地区の復帰と同時にたまたまに措  
 置すべき事項として、米軍に対する施設及びその域の提供、  
 自衛隊の施設の取得、米軍に對稱する日本人従業員の新  
 用があるが、これらの措置を復帰時において平穩のうちに行  
 ない、かつ、復帰後においても本土と同様長期にわたり施設  
 及び地域を安定的に維持し、従業員の雇用を円滑に行な  
 うためには、昭和四十一年度から復帰までの限られた期間に  
 左記に述べるところの復旧、計画の準備を完了しておく必  
 要がある。

これらの準備業務は、沖繩住民の米軍施設に対する感  
 情、沖繩の複雑な土地問題、争論問題等沖繩の特殊事情の  
 渦中において、復帰前の沖繩における米軍の施設権の行使及  
 び米軍の任務遂行に悪影響を及ぼすことのないよう十分留意し  
 つ、現地関係機関、関係住民との折衝を通して行なうもので  
 あるから、この面から慎重かつ適切に処理をすすめる必要が  
 あることより、他府住民との同様な業務の処理は、十分親密な関

国交のうちに打ちあひあはるることが望ましく、このためには、この種の折衝に長  
 けた同一の職員が相手方との度直なる折衝を通じ相互に理解し、信頼  
 し得る関係を作ることが必要である。この関係は、本土の職員の時折の出  
 張とは異なるものでなく、常駐し、住民の生活と感情に直接触れること  
 によって可能になるものと考へる。これら<sup>また</sup>の事務の処理は、施設整  
 の復帰以後の施設及び地域の提撥並びに従業員の面接採用  
 のための準備であるから、復帰後これらの事務を所掌することと  
 する防衛施設庁の職員でなければ、適切かつ、能率的に存  
 得ないものである。<sup>さらに、</sup>また、水害に施設及び地域を提供するための  
 に必須の事務である民間有財産の使用権の取得交渉にあたり  
 ては使用者等の不満を緩和するための交渉のより、極めて詳  
 細な調査検討及び交渉を行わなければならず、これ  
 には多数の職員が必要である。

よって、昭和四十六年度においては、本土から同種事務を長年  
 にわたり処理してきた練達<sup>した</sup>の職員を相手数現地に派遣す  
 ること中に、現地において事情に明るく、国家公務員資格者  
 多数防衛施設庁の職員として採用し、全力を挙げて事務の処  
 理に当たることが必要であるので、別紙要綱に基づき、中尾島那覇

二、沖縄防衛施設準備事務所(仮称)を設置することとした。

記

一、施設及び区域(海上演習場を含む)の提供事務

施政権の復帰と同時に、地位協定に定める手続に従って、米

軍が必要とする施設及び区域を、日本の国内手続に従って

提供し、並びに復帰後においても当該施設及び区域と近隣住

民とのトラブルなしに維持するためには、事前に、

(1) 施設及び区域の提供の必要性、重要性等を度重なる折衝

により、現地関係者に十分理解させることとし、

(2) 米軍に提供することとなる施設及び区域の境界等を明確

にするために必要な調査又は資料の収集を行なう

等の事務を現地において処理する必要がある。

二、米軍が施設及び区域として使用する民公有土地等の使用

権取得事務

復帰と同時に、米軍に施設及び区域を提供するため、国は

当該施設及び区域となる民公有土地等についてその使用権を取

得する必要があり、この使用権の取得は、私有財産制度の

建前からも、また、復帰以後地元住民との摩擦なく、施設及

び区域の設置・維持及び運用を可能にするとの観点からも、

半地所有者と住居借料その他の条件について十分協議の上、契

約によりその使用権を取得するようである。最後までこれ  
に同意しない場合には、土地に用いる特別法により使用  
権の取得を図るという方法にすることが最善の途と考へる。  
特に、沖繩における軍用地問題にみられる特殊事情、すな  
わち、施設及び区域における民有地の所有者が非常に  
多いこと、これらの所有者は、土地に対し、本土と比しては  
るかに強い愛着をもっていること、現在の借料が本土と比  
して一般的に低廉であること等の事情がらみて、復帰前  
の沖繩における米国の施政権の行使及び米軍の在留の遂  
行に影響を及ぼさないで、所有者を説得し、その同意を  
取りつけるためには、極めて困難性を伴い、また、後述よ  
く所有者と折衝する必要がある。

従つて、沖繩において、民有土地等の使用権の取得を行  
なうにあつては、復帰までの短期間内、  
① 民有土地等の権利者及び権利の内容の確認のた  
めの調査を行なうこと

② 賃借料算定のための諸要素を調査し、算定基準を

設する事

(3) 貸付借契約交渉に当って土地所有者間で問題となる返還補償等米補償事業の調査を行なうこと

(4) 個人別の貸付料を算定し、貸付借契約の同意を取りつけること

等の業務を現地に於いて処理する必要がある。

三 自衛隊の施設取得準備業務

施設取得の復帰と同時に、中絶し自衛隊が展開するためのには、復帰前に所有者の了解を得、施設を建設する必要がある。

二つたの

(1) 自衛隊の施設用地のうち、民公有土地については前記二のから三のまでに掲げる調査及び使用权の取得のための交渉を行なうこと

(2) 自衛隊の施設の建設工事を実施すること等の業務を処理する必要がある。

四 米穀に勤務する日本人従業員の同接雇用準備業務

施政権の復帰と同時に、沖縄の米軍に對稱する日本人  
 従業員（以下「従業員」という。）の同接雇用を円滑に行な  
 うための、沖縄米軍の任務の遂行及び経費負担を配慮  
 しつつ、できる限り従業員の給与その他の労働条件を本邦並  
 みとする必要があり、また施政権の復帰と同時に、労働管理  
 を適正に行なえるよう措置する必要がある。

このため、

- （1）従業員の給与その他の労働条件について現地米軍及び  
 従業員団体と対衝すること
  - （2）復帰後、国がその責任を受けて沖縄県が実施する労  
 務管理事務に従事することとなる琉球政府職員の前  
 身・訓練を行なうこと
- 等の業務を処理する必要がある。

五 その他の業務

以上のほか、防衛施設庁は、施政権の復帰後速かに防  
 衛施設の運用に着手し、その障害の防止、軽減又は復旧のた  
 めの措置（いわゆる防衛施設周辺対策）、持損補償、漁業



商債 米軍の不法行為による損害の賠償、占領軍の行為に  
よる被害者に対する給付金の支給、監留軍用家難職者  
対策等米軍の監留又は自衛隊の施設に対する事務を処理  
することとなるが、内務省改進黨務所を設置すれば、  
これらの事務のために行政の事前調査、資料の収集、連絡  
交渉等の事務についても、本準備事務局において行なうこ  
ととなる。

原帳目

21.03.05-1  
11.11.03.05.01

昭和48.20.15成  
000

沖銀防衛施設準備事務所の組織定員(案)

総務課長 3人(施設長 除く)	補佐	総務企画係(8)	事務1 事務1 事務2 事務2 事務3 事務3 事務4 事務4
	補佐	人基厚生係(5)	事務1 事務1 事務2 事務2 事務3 事務3 事務4 事務4
施設企画課長 3人	補佐	施設企画係(5)	施設1 施設1 施設2 施設2 施設3 施設3
	補佐	施設対策準備係(3)	施設1 施設1 施設2 施設2 施設3 施設3
施設管理課長 2人	補佐	施設管理第一係(4)	施設1 施設1 施設2 施設2 施設3 施設3 施設4 施設4
	補佐	施設管理第二係(3)	施設1 施設1 施設2 施設2 施設3 施設3
施設第一課長 1人	補佐	施設第一係(1)	施設1 施設1
	補佐	施設第二係(1)	施設1 施設1

別添書類付

昭和48年10月30日

官設事務 45-19号 3  
1 枚つり

寫

別添  
秘

総特第 690号  
官総第 579号  
昭和45年3月5日

秘

事項については、沖縄復帰対策各省庁担当官会議の場  
を活用して、防衛庁と十分協議するものとする。

防衛施設庁  
発本 秘 第 16-11号  
45.3.6.

総理府特別地域連絡局長

山 野 幸 吉

秘

無期限

防衛庁長官官房長

島 田 豊

沖縄・北方対策庁設置法に関する覚書

沖縄・北方対策庁設置法の施行について、下記のと  
おり了解する。

記

沖縄・北方対策庁の任務には、防衛に関する事務（復  
帰後の沖縄におけるアメリカ合衆国軍隊の駐留に関す  
る事務を行なうための直接準備事務を含む。）は含ま  
れない。

なお、沖縄・北方対策庁設置法第4条第3号に規定  
する施策のうち防衛庁の所掌事務及び権限に関連する

秘

秘

秘

秘  
無期限  
部の内  
号

1 条約局長  
2 安全保障課長  
3 アメリカ局長  
4 条約課長  
5 法規課長  
6 参事官  
7 北米第一課長

沖縄防衛施設準備事務所  
(仮称)の設置(施設片案)

45.8.24  
未北1

21日未北一長が先に回覧した沖縄  
の復帰に伴う未軍施設等の処理方針

(案)につき、鐘江防衛施設片次長と  
往訪し意見を交換した際、下記2資料

(本件に関連)

と入手したので供覧します。

1. 別添1

「沖縄防衛施設準備事務所(仮称)  
の設置について」

GA-6

2020 外務省

2. 別添2  
沖縄防衛施設準備事務所組織定員(案)

3. 別添3  
沖縄-北方対策庁設置法に関する覚書

本件覚書は沖縄-北方対策庁の設置の際に  
防衛に関する事務は対策庁の所管事項に

は含まれるとの防衛庁と対策庁との間の  
覚書。(なお、本件覚書の取扱には注意が必要)

ii) (構成員200人-300人)  
施設片は、前記準備事務所と同庁の出先

機関としたい意向であり、別添3覚書もまた  
対策庁沖縄事務局の中に置く必要はない旨説

明している。

4. 施設片の来方につき、与方として十分に検討を  
し、前記

GA-6

外務省

加え<sup>る</sup>必要があるが、何れの状態に於いても、本件構想に  
ついで米側の感觸<sup>は</sup>ついては至急お返しくことと

1付。 (8月13日東郷・スチゲン・今治に米側に於て説明  
に付る事あり。)